（工事施工者の方へ）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（令和6年度版）

リフォーム支援事業の申請に関する注意事項

補助金事業であり、改修内容と数量及び金額の整合や妥当性の確認を行う必要があるため、書類の提出にあたり以下のことにご注意願います。

1. 工事費の見積書について

（1）補助対象とならない工事の経費を含む見積書については、補助対象となる工事の経費と補助対象とならない工事の経費をそれぞれわかるように記載してください。なお、必要に応じて補助対象工事費のみの見積書を提出してもらう場合があります。

（2）原則、材料費、労務費、経費はそれぞれ分けて計上してください。

原則、一式工事とはしないでください。

（3）数量については、できる限り、根拠となる算式等を記載してください。また、平面図等の図面と整合してください。

（4）既製品を設置する場合は、品番等の記載をお願いします。なお、必要に応じてカタログ等の資料を提出してもらう場合があります。

1. 図面について

（1）リフォーム前とリフォーム後がわかる平面図を提出してください。

（2）平面図には、改修の理由と工事内容を具体的に記載してください。

　　　　（例：子どものための○○工事、三世代が同居するための○○工事　など）

　　　　※本事業の目的と違う工事（老朽化に伴う修繕や取り換え等）は、補助の対象外となります。

３．その他

（1）補助対象となる工事は、事前に市の担当者と協議をお願いします。

（2）市が、適正でないと判断した数量や経費については、補助の対象外となります。

（3）対象工事に変更が生じた場合等は、変更工事の着手前に変更申請が必要となります。

（4）補助金の交付決定通知（変更含）の前に行った工事は、補助の対象外となります。

【お問い合わせ先】

日田市　土木建築部　建築住宅課　指導審査係

TEL：0973-22-8226（直通）

FAX：0973-22-8247

Ｅ-mail：jutaku@city.hita.lg.jp